

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年4月16日に、国は、まん延防止重点措置の本県への適用を決定しました。これを受けて、埼玉県においては、4月20日から5月11日まで、さいたま市及び川口市の2市を対象区域とし、不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること、学校における感染防止対策の徹底など、まん延防止等重点措置を実施することとしました。

また、これに基づき、本県では4月16日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応」（別添資料1）を決定したところです。

県立学校においては、このことを踏まえ、対象区域に関わらず、学校や家庭での感染症対策を徹底し、下記のとおり対応願います。

なお、今後の学校における感染防止対策等について、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策 ガイドライン Ver. 5」を改訂することを申し添えます。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施する。

2 学校における対応について

(1) 感染予防の徹底

ア 健康観察の徹底

日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。また、発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

イ 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

手洗い及びマスクの着用を徹底すること。また、常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開

にすること。)

ウ 授業等における留意点

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

なお、音楽における歌唱、家庭科における調理実習、理科における実験等については、換気やマスクの着用、授業前後の手洗い等の対策を徹底すること。

エ 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うように指導すること。特別支援学校においては、児童生徒の障害の実態を踏まえて指導すること。

(2) 登下校時の3密の回避

ア 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げを行うこと。

イ 始業時刻の繰り下げを行った場合においても、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数を確保すること。

ウ 特別支援学校の職業学科及び高校内分校については、アと同様の対応とする。始業時刻の繰り下げを行った場合は、学習の遅れが生じないように丁寧に対応すること。また、県立特別支援学校の職業学科及び高校内分校以外の県立特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域や学校の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。

(3) 部活動

ア 感染・事故防止の対策を徹底した上で、活動を行うこと。

活動する上での留意点等については、「まん延防止等重点措置適用時の県立学校の部活動の取扱いについて」（別添資料2）を厳守すること。

イ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は、原則として実施しないこと。

ウ 泊を伴う合宿等は実施しないこと。

(4) 学校行事

ア 修学旅行等の泊を伴う校外行事

修学旅行等は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断すること。

イ 遠足等の泊を伴わない校外行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

ウ 全校集会や学年集会等

全校児童生徒が体育館等に一堂に会して行う各種集会・行事等の実施にあたって

は、3つの密の状況が生じないよう換気を十分確保し、身体的距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。

エ 文化祭・体育祭等

(ア) 各学校行事を計画する際は、実施時期や開催方法等についての目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。

(イ) 今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定しておくこと。

(ウ) 不特定多数の来客を入れるような「一般公開」は実施しないこと。

(5) 児童生徒の心のケア等について

コロナ禍における感染拡大の傾向が懸念されるなか、感染防止対策を徹底しながら学校生活活動を継続していくことは、児童生徒等にとって、さまざまな不安やストレスを抱えていることが懸念される。まずは、教職員が児童生徒の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った対応を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活を送れるよう取り組むこと。

(6) その他

授業等において、3密の機会を減らす工夫として、整備されたICT環境を最大限活用すること。

また、学習保障の観点から、家庭学習等を課す手段として積極的にICTを活用すること。また、家庭のICT環境の把握に努め、タブレット等の貸し出し準備をすること。

3 家庭へのお願いについて

GW期間中を含めて、次の内容を保護者等に協力依頼すること。

ア 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない、させないこと）

イ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用

ウ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅

エ 児童生徒同士の会食等の自粛

4 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席としない（出席停止）などの柔軟な取扱いを検討すること。

その際、児童生徒の学習に遅れが生じないように、ICTを活用するなど、指導計画等を踏まえた学習指導と学習把握を行うこと。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【ICT教育に関すること】

担 当 ICT教育指導担当

電 話 048-830-6625

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【生徒指導に関すること】

担 当 生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電 話 048-830-6907